

旭川市社会教育基本計画

(平成21年度～27年度)

旭川市教育委員会

平成21(2009)年11月

目 次

序 章 社会教育基本計画の考え方

1 社会教育行政の現状	
(1) 国の動向	1
(2) 旭川市の動向	3
・社会教育関係予算	3
・旭川市民の生涯学習に関する意識	4
2 基本計画の性格と構成	
(1) 性 格	6
(2) 構 成	7
3 基本計画の位置付けと期間	
(1) 位置付け	8
(2) 期 間	8
4 推進体制	9
(1) 社会教育行政の推進	10
(2) 生涯学習振興行政の推進	10
5 点検・評価のあり方	11

第 I 章 一人一人の学びのための社会教育の推進

1 ライフステージに応じた学習機会の充実	12
2 今日的な課題に対応するための学習機会の充実	15
3 人生を豊かで健やかに送るための学習機会の充実	16

第 II 章 地域づくりのための社会教育の推進

1 家庭の教育力の向上	19
2 地域の活力と魅力の向上	21
3 学習成果を生かす地域づくり	23
旭川市社会教育基本計画体系図	24

序章 社会教育基本計画の考え方

1 社会教育行政の現状

(1) 国の動向

科学技術の進歩，情報化，国際化，少子高齢化，家族のあり方など社会の大きな変化に対応すべく，約60年ぶりに教育基本法が改正(平成18年12月)されました。

この中で，生涯学習の理念^{注1}，家庭教育，学校・家庭・地域住民等の相互の連携協力などが新たに盛り込まれるとともに，社会教育^{注2}に関する規定が整備され，社会教育の担う役割が一層高まりました。

平成20年2月，これらの規定の充実を踏まえて，中央教育審議会は『新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～』と題する答申を行い，その目指すべき施策の方向性として，「個人の要望」と「社会の要請」とのバランスの視点を持った国民一人一人の生涯学習への支援と，学校・家庭・地域のネットワーク構築による社会全体の教育力の向上を掲げて，社会教育の必要性と重要性について述べています。

こうした動きを受け，社会教育行政の具体的な施策の実施に向けた取組を進めるため，同年6月，社会教育法，図書館法，博物館法が改正されました。

注1 「国民一人一人が，自己の人格を磨き，豊かな人生を送ることができるよう，その生涯にわたって，あらゆる機会に，あらゆる場所において学習することができ，その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」(教育基本法第3条)

注2 社会教育法では，学校教育活動を除く，主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーション活動を含む)と定義しています。

一方、平成15年の地方自治法の改正により、公の施設の管理については、それまで地方公共団体の出資法人や公共団体^{注3}、公共的団体^{注4}のみが受託可能であったものが、民間事業者も含めて管理者としての指定を受けることができるようになりました。いわゆる「指定管理者制度」と呼ばれるものです。この制度により、公の施設の管理は直営か指定管理者かのいずれかとなり、特に文化やスポーツの施設については指定管理者への移行が全国的に進んでいます。参考までに中核市^{注5}の状況を見てみると、スポーツ施設や文化施設では大半が指定管理者制度を導入しており、また公民館や博物館でも導入している市があります。(平成21年4月現在)

さらに平成20年4月には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地方教育行政法」という。）」が改正され、教育委員会が所管する文化（文化財保護を除く。）とスポーツ（学校における体育を除く。）の事務を条例化により地方公共団体の長が管理・執行することができるようになりました。

従来、教育委員会の職務権限である事務は、それぞれの地方公共団体の事情により、補助執行^{注6}や事務委任^{注7}によって地方公共団体の長が行うことができる仕組みになっていますが、こうした地方自治法や地方教育行政法の一連の改正が社会教育行政のあり方を変えつつあります。

注3 地方公共団体や独立行政法人など法令に基づき、一定の行政を行うことを目的とする法人のことです。

注4 公共的な活動を行うすべての団体を指します。例としては、協同組合、経済団体、福祉事業団体、文化事業団体、自治会などです。

注5 都道府県の事務権限の一部を委譲された都市のことで、政令指定都市以外で法定人口が30万人以上であることが要件です。旭川市を含め全国に41市（平成21年4月1日現在）が指定されています。

注6 地方自治法では、地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を独立の機関である委員会、委員と協議し職員をして執行させることができる、またはその逆の執行もできるとしています。

注7 地方自治法では、地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を独立の機関である委員会、委員に委任することができる、またはその逆の委任もできるとしています。

従って、委任された事務処理は補助執行と異なり、受任者の権限の下で行われます。

(2) 旭川市の動向

旭川市における社会教育行政は、教育委員会が所管し推進してきました。組織上では、平成13年に社会教育部から生涯学習部に部の名称が変わりましたが、平成20年の機構改革に当たり社会教育部へ名称を戻し、総合的な生涯学習の振興に果たす社会教育行政の役割を市民に改めて明らかにしたところです。

また、教育委員会全体の動きとしては、地方教育行政法の改正を受けて、平成20年度から教育に関する事務の管理と執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し公表しています。

指定管理者制度については、指定の手続き等に関する条例の制定(平成16年9月)を受け全庁^{注8}的な導入が進んでいます。現在、社会教育の分野では、総合体育館や大雪アリーナ、末広市民プールや忠和テニスコートなどの屋内外スポーツ施設、21世紀の森などのレクリエーション施設で指定管理者制度を導入していますが、そのほかの社会教育施設や文化施設については教育委員会が直接管理運営を行っています。

社会教育関係予算

旭川市の一般会計における教育費とその中の社会教育関係予算について、平成17年度と21年度を比較して見てみます。

一般会計全体では、平成17年度1509億6千万円から21年度1443億1千万円の66億5千万円(4.41%)の減となっていますが、教育費では、101億9163万3千円から71億9960万円の29億9203万3千円(29.36%)の減、社会教育関係予算では、51億9763万1千円から26億5181万8千円の25億4581万3千円(48.98%)の大幅な減となっています。

注8 地方公共団体の執行機関として、長、委員会、委員がありますが、旭川市においては、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員などがあり、それぞれの権限に基づく事務にはその補助機関である職員が従事しています。特に、市長の扱う事務は民生、経済、土木など多岐にわたるため、多くの部局(市長部局)が存在します。ここでいう「全庁」とは、市長部局だけではなく、教育委員会や選挙管理委員会の部局を含めた体制のことです。

なお、一般会計における教育費の占める割合は、平成17年度6.75%に対し21年度4.99%、同じく社会教育関係予算については3.44%に対し1.84%となっています。

このようにここ5年間での社会教育関係予算の大幅な減の要因としては、平成17年度に科学館がオープンし建設に係わる整備を終えたこと、神楽公民館や神楽図書館を含む神楽市民交流センターが19年度にオープンし、その周辺の大半の整備も終えつつあること、また、市の機構改革に伴う「子育て支援部」の新設により、21年度に留守家庭児童会運営費や青少年活動費等が教育費から民生費に移ったことが挙げられます。

全体的な緊縮財政の中、一般会計自体が年々減少の傾向にあり、また社会教育施設については新たな施設の建設はもとより、老朽化の進む既存施設の維持・補修や日常の管理・運営にもかなりの予算を必要とすることから、社会教育活動の事業実施に当たり、担当の各課・施設では事業の統合や手法の見直しなどを進めています。

旭川市民の生涯学習に関する意識

平成19年12月、新たな社会教育基本計画の策定に当たり、市民の生涯学習活動の実態や行政に対する生涯学習活動支援への要望等を調査するため、市民3千人にアンケートを実施しました。

その中で、学習する際の様々な課題に関して市民が自ら学びたいと思う「要求課題」と社会の要請^{注9}に応じて市民一人一人が学ばなければならない「必要課題」の2つについてそれぞれ質問したところ、特に「ボランティア活動」「地域や町内会活動」を「要求課題」よりも「必要課題」であると考えている市民が多くなっています。

学習成果の還元への質問に対し「生かしたい」と答えている内容では、「日常生活」「余暇の充実（趣味）」「仕事」など個人の資質や生活の向上に還元したいとする傾向にあります。

また、市民の生涯学習活動を充実させるために行政が行うべきことや市民が心掛け

注9 自立した個人の育成や地域社会の基盤強化につながる地域全体の教育力の向上を指します。

なければならないことについて質問した結果では、社会教育施設の利用，学習機会や情報の提供といった行政への期待が上位を占めていますが、「市民一人ひとりが生涯学習の必要性を認識する」という市民の側の課題も上位に位置しており，旭川市民の生涯学習に対する考え方がより自主的・主体的なものへと向かっていることの現れであると言えます。

こうした調査結果からわかるように，社会教育行政には市民の生涯学習に対する意識をさらに高め，活動の支援を積極的に行うことが求められています。

2 基本計画の性格と構成

(1) 性 格

旭川市では、社会教育行政を推進するに当たり、これまでもその当時の社会情勢や市民の学習ニーズを踏まえ、長期にわたる基本計画を策定してきました。

ここでは、最近の過去の2つの基本計画を概観し比較することで、今回の基本計画の性格を明らかにします。

・『旭川市社会教育基本計画』〔昭和61(1986)年度～平成7(1995)年度〕

当時は、後に「バブル景気」と呼ばれる好景気の時代にあって、科学技術の進歩や国際化の進展に対応した新しい知識・技術の習得が求められるとともに、市民の側にも生活水準の向上や余暇時間の増大などを背景に、価値観が多様化し、心の豊かさを求める学習ニーズや文化への志向が高まっていった時期でした。

これを受けて、行政の側は、市民の生涯学習活動を奨励し援助するために、施設や指導体制などの整備や学習機会の充実を目指すとともに、道北の拠点都市として周辺自治体住民への学習活動支援も視野に入れていました。

・『旭川市生涯学習推進基本計画』〔平成8(1996)年度～おおよそ平成17(2005)年度〕

平成2年1月の中央教育審議会答申『生涯学習の基盤整備について』、また同年6月の「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（生涯学習振興法）」の施行を受け、全国的に生涯学習振興の気運が高まる中、旭川市においても総合的な学習環境の整備を行うための計画づくりが求められることになりました。

その策定と進行管理に当たっては、生涯学習に関する施策を総合的に推進するため、市長をトップとする生涯学習推進本部を設置し、全庁挙げて事業の展開を目指しました。

学習環境の整備、学習機会や情報の提供・充実などの主要施策においては具体的な成果が見られましたが、この基本計画に示された生涯学習振興施策の総体的な推進にあっては、本市も含め全国的にも行政自体に生涯学習と社会教育の概念の混同があったことなどから必ずしも効果的なものではありませんでした。

・『旭川市社会教育基本計画』〔平成21(2009)年度～平成27(2015)年度〕

今回の基本計画は、以上の経過を踏まえ、旭川市における生涯学習振興について全庁的な取組を推進するための基本的な考え方を示した『旭川市生涯学習推進基本方針』（平成19年10月策定）に基づき、その基本目標と重点項目の達成に向けて、生涯学習振興行政の中核を担う社会教育行政が果たすべき役割と基本的取組を示すものです。

従って、その内容においては、『旭川市生涯学習推進基本方針』にいう従来の生涯学習活動の支援にまちづくりの視点を加えた生涯学習振興を踏まえ、国の新たな動きと旭川市の実情に対応した社会教育行政のあり方について記述します。

なお、今回の基本計画の特徴は、成人教育や青少年教育、家庭教育支援など社会教育活動が中心となることです。

通常、社会教育の基本計画は社会教育活動のほか、文化芸術活動とスポーツ・レクリエーション活動の分野で構成されますが、文化芸術活動については、平成21年3月に制定された『旭川市文化芸術振興条例』に基づき、別途振興基本計画を策定する予定となっており、また、スポーツ・レクリエーション活動については、「スポーツ振興法」に対応して平成16年度に策定された『旭川市スポーツ振興計画』が平成22年度に見直しの予定となっていることから、今後はそれぞれの活動分野で個別の計画を持つこととなります。

従って、今回の基本計画において、文化芸術活動とスポーツ・レクリエーション活動については社会教育行政の総合的な推進の視点から記述します。

（2）構 成

今回の基本計画の性格については前項に述べたとおり、『旭川市生涯学習推進基本方針』を社会教育の分野から実現していくものであることから、構成は基本的にこの基本方針の2つの基本目標と6つの重点項目に沿った章立てとします。

また、節ごとに、「現状と課題」を述べ、「推進目標」とその実現のための「施策の方向と主な施策」を掲げます。

3 基本計画の位置付けと期間

(1) 位置付け

	社会教育活動	文化芸術活動	スポーツ・レク活動
上位	第 7 次 総 合 計 画 *1		
↓		文化芸術振興条例	
	生涯学習推進基本方針 *1		
	社会教育基本計画	文化芸術振興基本計画	スポーツ振興計画
	平成〇年度 社会教育事業計画 *2		

- *1 『第7次旭川市総合計画』では「生涯学習社会」を旭川市が目指す都市像実現の具体的なまちの姿のひとつとしており、『旭川市生涯学習推進基本方針』はそれを受けて策定したものです。
- *2 年度毎の具体的な事業はそれぞれの上位計画に基づきますが、社会教育部内で調整を行い、社会教育事業計画として整合性を図ります。

(2) 期 間

第 7 次 総 合 計 画	H 1 8	~	H 2 7
生涯学習推進基本方針	H 1 9	~	概ね H 2 7
社会教育基本計画	H 2 1	~	H 2 7
文化芸術振興基本計画	H 2 2	~	未 定
スポーツ振興計画	H 1 6 ~ H 2 2	見直し	H 2 3 ~ 未 定

第7次旭川市総合計画の終期に合わせて、期間を平成21年度から27年度までとします。

4 推進体制

旭川市の社会教育行政及び生涯学習振興行政を進めるに当たり、その前提となる考えを示します。

平成20年2月の中央教育審議会答申において、社会教育に関する事務については教育における政治的中立性や継続性の確保、学校・家庭・地域との連携の重要性が高まっている中、学校教育と社会教育とがより密接に連携していくことが不可欠なことから、教育委員会が所管することが適当であるとしています。

旭川市においては、この答申を踏まえて、教育委員会が学校教育との両輪体制の下で社会教育を所管していくことが生涯学習社会の構築にとって必要と考えます。

そのためには、教育委員会の権限に属する社会教育を担う職員すべてが、学校長や教員と同じ教育関係職員としての自覚を持つとともに、社会教育主事、司書、学芸員等の専門的職員は率先して教育的成果が得られるよう事業の推進に当たらなければなりません。

また、今後も予想される厳しい財政状況にあって、国や道、民間の補助金等を始め、市長部局との連携、関係機関や民間との実行委員会形式による取組など市費以外の財源を活用した事業の進め方が必要です。

社会教育行政は「奨励行政」と言われるように、職員自ら事業を実施するだけではなく、各地域の学校教育支援、家庭教育支援、青少年活動支援などを担う人材のネットワークづくり、あるいはPTAなどの社会教育関係団体や市民活動団体、民間事業者が行う教育活動との連携など、コーディネーターとしての役割を重視していかなければなりません。

(1) 社会教育行政の推進

平成20年7月、国は改正教育基本法に基づき『教育振興基本計画』を策定し、教育の振興に関する施策についての基本的な方針と講ずべき施策等について明らかにしました。旭川市では、学校教育推進の基本的な方向を明らかにした『旭川市学校教育推進基本方針』の策定に続き、同方針で掲げる基本理念の実現に向け、基本目標や重点となる項目に基づく施策・事業等の具体的な取組を示す『旭川市学校教育基本計画（仮称）』を策定する予定です。

また、北海道は新たな長期計画である『北海道教育推進計画』において20年度以降の教育の全体像を示しています。

こうした状況において、『旭川市社会教育基本計画』の実施に当たっては、これらの計画との調整を図り、北海道教育庁や学校教育部との連携を深めます。また、社会教育部内に各課・施設から成る推進組織を作り、基本計画を着実に推進します。

また、職員については、研修や社会教育の様々な現場を知る機会を設け、社会教育行政に携わる職員として必要な知識や技術の充実を図ります。

さらに、地域の実情など社会の要請に応じた学習活動やその成果を地域の教育力向上に生かすことが積極的に求められることから、地域に密着した社会教育施設である公民館の機能の充実を図ります。

(2) 生涯学習振興行政の推進

『旭川市生涯学習推進基本方針』に沿い、生涯学習振興施策を全庁的に推進するため、社会教育部が「旭川市生涯学習推進本部」の事務局を担い、本部機能の充実や関係部局との連絡調整を行います。

5 点検・評価のあり方

今回の基本計画の推進に当たっては、事業の適切な点検・評価とその結果の反映が不可欠です。

特に、教育的事業についてはある程度長期の継続した取組を要することから、単年度ごとの評価を基に最終年度に総括の評価を行い、次期基本計画に着実に反映させます。

点検・評価は、具体的な事業についての「事務事業評価」と、施策の進捗状況等についての「施策評価」により実施します。施策評価は教育的視点を盛り込んだ点検項目を設け、関連する事務事業評価を総合して評価します。

また、点検・評価の流れについては、事業実施者である各担当課が事務事業評価を行います。次に、各担当課とその附属機関を中心に施策評価を行い、その結果を社会教育委員会議^{はか}に諮ります。

こうして、行政側と、附属機関を構成する関係機関・団体の代表者や公募の市民、学識経験者等によって評価された内容は、毎年、教育委員会が行う『教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価』において公表されることとなります。

第 I 章 一人一人の学びのための社会教育の推進

旭川市の社会教育行政は、各施設の機能や職員の専門性を生かした事業を実施するとともに、全庁的な生涯学習振興の推進役を担い、様々な学習機会を提供してきました。

その一方で、民間事業者や高等教育機関、社会教育関係団体、NPO（非営利団体）などは資格の取得、趣味・教養の分野において進んだ取組を行っているほか、行政の補完的な役割も担うようになってきています。

これからの社会教育行政は、限られた予算と人員の中で、より一層学習機会の充実に努めなければならないことから、行政、民間、関係機関・団体それぞれの特徴を生かした連携の推進とネットワークづくりによって、市民一人一人の学びに効果的に応えていくことが求められています。

1 ライフステージに応じた学習機会の充実

【現状と課題】

市民一人一人のライフステージ、いわゆる人生の各期にあって成長段階に応じた学習内容と適切な方法での取組が求められる中、産業構造や雇用形態、高度情報化や少子・高齢化など社会の急激な変化及び個人の価値観・考え方の多様化によって一人一人の学習に取り組む目的や意識、また社会が個人に求めるものも変わりつつあります。

人生各期の区分は、法律や制度等で違いますが、ここでは、幼児期（3歳程度～小学校就学前）、青少年期（前期：小学校、中期：中学校、後期：義務教育終了後～20歳ころ）、成人期（前期：20～40歳ころ、中期：40～60歳ころ、後期：60歳以上）の区分としています。

幼児期の教育については、家庭での基礎的な生活習慣、地域や保育所・幼稚園での集団生活のルール等の習得が求められますが、教育の主体は親や保護者、地域の大人であることから、家庭教育支援を通じた成人教育の一環として行うことが必要です。

青少年期については，心身ともに健やかな成長を促し，社会的自立につながる生きる力の育成のため，学校教育活動への支援とともに，様々な体験活動や自主的な学習活動の場を提供することが必要です。

成人教育については，時代の変化に即応できる幅広い知識と能力を備えた社会人の育成，また個人の生きがいつくりや地域へのボランティア活動などに対応する学習環境の整備が必要です。

【推進目標】 a

「市民一人一人が自らの学習課題に進んで取り組むことのできる環境づくり」

【施策の方向】 1

豊かな人間性と，時代の変化に即応できる幅広い知識・能力を備えた社会人の育成

～主な施策～

- (1) 年齢や世代に応じた学習プログラムの充実〔公・図・博^{注1}・社〕
- (2) 異学年，異世代交流の場の提供と活動の支援〔公〕
- (3) 生涯学習情報提供システムの機能と内容の拡充〔社〕
- (4) 必要な資料や情報が得られるレファレンスサービス(参考業務)の充実〔図〕
- (5) 地域資料等のデジタル化による公文書保管と提供〔図〕
- (6) ボランティアとの協働による子育て家庭や青少年の読書活動の支援と障害者等に利用しやすいシステムづくり〔図〕
- (7) 学校と連携した児童生徒の図書館利用の促進や学校図書館との連携協力の推進〔図〕
- (8) 学校と連携した理科授業プログラムの開発・支援〔博〕
- (9) 入館者のニーズにきめ細かく対応する個人学習への支援〔博〕

注1 事業を実施する担当分野の表示は次のとおり。

公：公民館，図：図書館，博：博物館，文：文化振興，ス：スポーツ，社：その他社会教育

【施策の方向】 2

高齢社会に対応する安全・安心な暮らしのための学習の機会や支援の充実

～主な施策～

- (1) 年金，医療，福祉など高齢期に向けた知識や心構えに関する講座等の開催〔公〕
- (2) 高齢者の知識や経験を伝え，思いやりや敬愛の心を育てる世代間交流事業の充実
〔公〕
- (3) 趣味や軽スポーツなど中高年者の心身の健康に役立つ機会の充実〔公・ス〕
- (4) 宅配システムなど高齢者が利用しやすい図書館サービスの充実〔図〕

2 今日的な課題に対応するための学習機会の充実

【現状と課題】

社会変化の激しい今日の時代にあって、市民一人一人が安心して社会生活を送る上で学ぶべき課題、いわゆる今日的課題は様々な分野に及び、また複雑に絡み合っているものも少なくありません。

前の節で掲げた社会現象のほか、男女共同参画社会の形成、家庭や地域社会の変化、市民と行政の協働によるまちづくりの推進など市民一人一人の意識改革を伴う事象も社会共通の今日的課題として対応していかなければなりません。

そのためには、職員自ら常に社会の動向に目を向けるとともに、市民からの要望を把握し、他の行政分野や関係機関と積極的に連携を取りながら、数多くの学習機会を提供することが必要です。

【推進目標】b

「市民一人一人が社会の要請に応える学習課題に進んで取り組むことのできる環境づくり」

【施策の方向】3

関係機関や民間団体等とのネットワークによる学習機会の拡充

～主な施策～

- (1) 企業や関係行政機関等との連携による職業に関する専門的知識や技能を学ぶ講座
・研修の充実〔公・社〕
- (2) 高等教育機関との連携による専門分野を学ぶ講座の充実〔公・博・図・社〕
- (3) 男女共同参画、裁判員等司法制度、雇用・労働、消費者行政等社会の要請が高い事柄について学ぶ講座の充実〔公〕
- (4) 情報機器活用の基本的知識・技能や情報社会のモラルを学ぶ講座の充実〔公・博〕
- (5) 情報化、高度産業化、少子高齢社会に対応した図書館サービスの提供〔図〕
- (6) 研究機関等との連携による企画展示の充実〔博〕
- (7) 自然・環境・緑の保全など生命の尊厳や自然を大切にすることの意識啓発の推進〔博〕

3 人生を豊かで健やかに送るための学習機会の充実

【現状と課題】

市民一人一人が生涯にわたり豊かで健やかに過ごすためには、年齢や体力に応じたスポーツ・レクリエーション活動への取組や、優れた文化芸術を鑑賞したり自ら実践したりすることで、心身の健康維持に努め生活に潤いと活力をもたらすことが大切です。

市民の文化芸術活動のための施設は、老朽化していたり、バリアフリー化等が遅れていたりにしているものが多く、また新たな施設の建設もむずかしい状況であるため、ほぼ毎年計画的に補修・改良工事を実施し、既存施設の整備活用に努めています。

また、市民の鑑賞への要望はハイレベルの公演・展示からアマチュアレベルのものまで多種多様であり、市民自ら行う文化芸術活動についても一層の支援を望む声が多くなってきています。また、アイヌ文化については旭川版イオル構想の実現に向けた取組があり、こうした文化芸術振興事業のあり方については、新たに制定された文化芸術振興条例に基づくとともに、社会教育の視点からも総体的に進めていくことが必要です。

スポーツ・レクリエーション活動については、競技スポーツの可能な施設や歩くスキーコース、パークゴルフ場などの設置等が望まれていることから、スポーツ振興計画を推進するために必要な施設の整備とともに、学校のスポーツ開放施設や地区体育館など身近な場所で活動できるこれらの施設を利用する際の経費負担や運営形態のあり方を検討していく必要があります。

また、地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の普及・促進に向け、指導者やサポーターの不足が指摘されていることから、その養成や団体活動への支援が必要が必要です。

【推 進 目 標】 ㉓

「市民一人一人が生活に潤いと活力をもたらすことのできる環境づくり」

【施策の方向】 4

市民が優れた文化芸術に触れ、自ら活動できる機会の拡充

～主な施策～

- (1) 文化ホールでの公演における鑑賞機会の少ない分野の積極的な提供や低廉な価格で鑑賞する機会の継続〔文〕
- (2) 公募型市民企画公演の充実や他の文化施設との連携事業の実施〔文〕
- (3) 幼児期から文化芸術に親しむきっかけとなる子ども向け・親子向けの講座・教室、コンサート等の開催〔文〕
- (4) 文化団体等の文化ホール使用に対する減免規定の周知〔文〕
- (5) 地域で活動する文化団体等への舞台演出に関する技術的指導・助言やアマチュア演奏家等への専用施設の開放〔文〕
- (6) 鑑賞マナーの向上・普及に向けた取組の実施〔文〕
- (7) 彫刻収蔵作品の学校等館外での鑑賞機会の提供〔文〕
- (8) 美術や文学関連団体との連携による事業等の充実〔文〕
- (9) 既存の文化施設の計画的改修とバリアフリー化〔文〕
- (10) 公民館や図書館の施設の特徴と機能を生かした文化芸術活動の機会の充実〔公・図〕
- (11) 関係機関や大学、民間との連携・協力によるアイヌ関係資料等地域資料の収集・保存整理・公開と各種講演会・講座等の実施〔博・図〕
- (12) アイヌ文化の伝承・普及に係わる活動への支援〔文・博〕

【施策の方向】 5

身近で気軽な生涯スポーツと地域の特徴を生かしたスポーツの振興

～主な施策～

- (1) スポーツ施設の計画的な整備と効果的な管理運営の促進〔ス〕
- (2) 年齢、性別、障害等に対応したスポーツ活動の普及、市民参加型イベントの開催〔ス〕
- (3) 地域スポーツクラブ等の活動支援や総合型地域スポーツクラブの育成〔ス〕
- (4) 競技スポーツの普及、競技団体と連携したレベル向上のためのスポーツ教室の開催〔ス〕
- (5) 歩くスキー、ゲレンデスキーなど各種冬季スポーツの教室や講習会の開催〔ス〕
- (6) 四季を通じた自然に親しむスポーツ・レクリエーション活動の推進〔公〕
- (7) 各年齢層に応じた健康づくり講座など保健、医療、公衆衛生の接点を保つ事業の推進〔公〕

第Ⅱ章 地域づくりのための社会教育の推進

旭川市の第7次総合計画では、目指す都市像の実現に向け、具体的なまちの姿のひとつに「愛着と誇りを持ち、市民が活躍するまち」を掲げ、生涯学習社会の構築によって市民が活躍するまちづくりを進めるとしています。

これを受け、生涯学習振興の基本的な考え方を示すために策定された生涯学習推進基本方針では、従来の市民の生涯学習活動支援にまちづくりの視点を新たに加えています。

今回の基本計画では、このまちづくり、いわゆる地域づくりにおける社会教育の役割と取組を示すために一章を設けます。

1 家庭の教育力の向上

【現状と課題】

今回の教育基本法の改正により、家庭教育の条項が新たに設けられ、その中で子どもの教育については父母その他の保護者が第一義的責任を有するものとされました。また、市などの地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習機会の提供など家庭教育支援に努めなければならないと規定されました。

旭川市では、社会教育だけではなく、保健、福祉、労働、市民活動などの分野においても様々な家庭教育への支援を行っており、内容は幼児期の子どもを持つ親を対象とした子育て支援が主なものとなっています。また就学後の子どもを持つ親等へは家庭教育相談や青少年相談などの相談窓口を開設し、専門的なアドバイスや役立つ情報を提供し不安の解消や問題解決に当たっています。

このように、行政が主体となって学習機会を提供することは重要なことですが、家庭教育は親と子との私的な教育活動であることから、社会教育行政に求められるもう一つの役割は、親や保護者、あるいは民間の有志が相互に学習や交流を行ったり、また地域が日頃から若い世代を見守り支えていったりといった主体的、自発的な活動への取組を促進し支援することによって、孤立しない子育てや家庭の教育力の向上に確実につなげていくことです。

【推進目標】d

「地域とともに支える家庭教育や子育て支援のための環境づくり」

【施策の方向】6

親や保護者の自主学習活動への支援と基礎的な知識・技能習得の機会の拡充

～主な施策～

- (1) 勤労形態や家族のライフスタイルに応じた学習機会の提供や学習プログラムの開発〔公・社〕
- (2) 保育所，幼稚園，学校，PTA等と行政との連携による学習機会の充実〔公・社〕
- (3) 社会教育関係団体や職場等を活用した父親の家庭教育参加を促す学習機会の提供〔公・社〕
- (4) 子育てサークルの運営や自主的な家庭教育学習団体の活動の支援〔公・社〕
- (5) 地域で自主的な学習活動を行うリーダーやアドバイザーの養成〔公・社〕
- (6) 家庭教育学習に関する情報提供や講師等の斡旋〔社〕
- (7) 読み聞かせボランティアや団体の育成・派遣〔図〕

【施策の方向】7

親や保護者を孤立させない支援体制の充実

～主な施策～

- (1) 地域の民生児童委員や子育て経験者，関係団体等との連携による相談や話し合いの場の充実〔公・社〕
- (2) 保護者同士のサロン形式による相談・交流・学習の場の充実〔公〕
- (3) 家庭教育相談室と他の相談窓口との連携の強化〔社〕
- (4) 各関係団体との連携により必要とされるところに出向いていく支援方法の検討〔公・社〕

2 地域の活力と魅力の向上

【現状と課題】

近年、旭川市を取り巻く状況は、少子・高齢化、若年層の流出、地域経済の停滞など厳しいものがあり、地域においては共同体の一員としての住民意識の低下が指摘されています。

こうした中であって、地域の活力と魅力を向上させるためには、同じ地域に暮らす住民同士が誇りと責任を持って共通の認識と目的の下に主体的に地域活動に取り組むことが重要です。

社会教育行政の役割は、地域の歴史や伝統、行事などの魅力の再発見や地域が抱える共通課題の解決に向けた意識付けのための学習機会や情報の提供を積極的に行い、支援することにあります。

【推進目標】 e

「地域で進んで話し合い、活動できる環境づくり」

【施策の方向】 8

地域の課題解決に向けた主体的な取組への支援

～主な施策～

- (1) 環境、福祉、防犯等地域が抱える課題を認識し、活動のきっかけとなる講座の充実〔公・社〕
- (2) 青少年健全育成や非行防止など地域で活動している団体の活性化に向けた関係機関との連携〔公・社〕
- (3) 国際感覚を磨き高めることや異文化交流活動の推進〔公・社〕
- (4) サロンの世代間相互の交流やふれ合いによる絆づくりの推進〔公〕
- (5) 企業活動の支援に向けた最新の産業・ビジネス、知的財産権等に関する資料やレファレンスの充実〔図〕

【施策の方向】 9

地域の魅力・資源の再発見の推進と主体的な取組への支援

～主な施策～

- (1) 身近な地域の魅力や資源を再発見し、地域への帰属意識を高める学習機会の提供〔公〕
- (2) 文化芸術団体等の行うイベント開催への支援〔文〕
- (3) アイヌ文化伝承事業の普及や郷土芸能の保存・継承への支援〔文〕
- (4) 中原悌二郎賞をより市民に親しみやすい賞とするための工夫〔文〕
- (5) 「彫刻のまち旭川」を実感できるような事業の実施や野外彫刻清掃ボランティアの活動の推進〔文〕
- (6) 民間団体や関係機関との連携による地域ゆかりの文学の紹介と情報発信〔文〕
- (7) 学校運動部の活動の促進やスポーツ少年団活動との連携の推進〔ス〕
- (8) 冬季スポーツイベントの開催・誘致やバーサーロペット・ジャパンの実施方法等の検討〔ス〕
- (9) 地域の研究者等との連携による特色ある学術研究の推進〔博・図〕

3 学習成果を生かす地域づくり

【現状と課題】

旭川市は、平成18年6月、市民との協働によるまちづくりのため『旭川市市民活動基本方針』を策定しました。

現在、地域の団体や市民活動団体、あるいは個々のボランティアとしての活動を通じ、まちづくり、地域づくりに率先して取り組む市民が増えています。

社会教育行政は、こうした社会的傾向を踏まえ、学校、地域、また市長部局等他の関係機関と連携し、市民の学習成果の還元に向けた意識付けと活動の場や情報の提供を積極的に行う必要があります。

【推進目標】 f

「地域に学習成果を進んで生かす環境づくり」

【施策の方向】 10

学習成果を地域に生かす場と情報の拡充

～主な施策～

- (1) 学習グループや地域の団体、社会教育関係団体等への情報提供と活動支援
〔公・図・社〕
- (2) 保育所、幼稚園、学校や地域との連携による活動機会の提供〔公・図・社〕
- (3) 地域の企業との連携による活動機会の提供〔公・社〕
- (4) 「旭川市民活動情報サイト」と連携した「旭川市生涯学習情報提供システム」の団体、講師、学習イベント情報の充実〔社〕
- (5) 解説・運営等のボランティア活動の推進〔博・文・図〕
- (6) 学芸員、司書、ボランティアとの協働による収蔵資料の整理・展示や市民の調査研究等を活用した教育普及事業の実施〔博・文・図〕
- (7) 生涯スポーツ(レクリエーション、軽スポーツ)指導者やスポーツボランティアの登録制度の検討と情報の提供〔ス〕
- (8) 各種スポーツイベントを支えるボランティア活動への呼びかけ〔ス〕

旭川市社会教育基本計画体系図

(基本目標)

生涯学習社会を担う人が育つまち ・ 生涯学習社会を担う地域が広がるまち

章	節 (重点項目)	推 進 目 標	施 策 の 方 向 (主な施策)	
Ⅰ 一人一人の学びのための社会教育の推進	1 ライフステージに応じた学習機会の充実	a 市民一人一人が自らの学習課題に進んで取り組むことのできる環境づくり	① 豊かな人間性と、時代の変化に即応できる幅広い知識・能力を備えた社会人の育成 (施策数9) ② 高齢社会に対応する安全・安心な暮らしのための学習の機会や支援の充実 (施策数4)	
	2 今日的な課題に対応するための学習機会の充実	b 市民一人一人が社会の要請に応える学習課題に進んで取り組むことのできる環境づくり	③ 関係機関や民間団体等とのネットワークによる学習機会の拡充 (施策数7)	
	3 人生を豊かで健やかに送るための学習機会の充実	c 市民一人一人が生活に潤いと活力をもたらすことのできる環境づくり	④ 市民が優れた文化芸術に触れ、自ら活動できる機会の拡充 (施策数12) ⑤ 身近で気軽な生涯スポーツと地域の特徴を生かしたスポーツの振興 (施策数7)	
	Ⅱ 地域づくりのための社会教育の推進	1 家庭の教育力の向上	d 地域とともに支える家庭教育や子育て支援のための環境づくり	⑥ 親や保護者の自主学習活動への支援と基礎的な知識・技能習得の機会の拡充 (施策数7) ⑦ 親や保護者を孤立させない支援体制の充実 (施策数4)
		2 地域の活力と魅力の向上	e 地域で進んで話し合い、活動できる環境づくり	⑧ 地域の課題解決に向けた主体的な取組への支援 (施策数5) ⑨ 地域の魅力・資源の再発見の推進と主体的な取組への支援 (施策数9)
		3 学習成果を生かす地域づくり	f 地域に学習成果を進んで生かす環境づくり	⑩ 学習成果を地域に生かす場と情報の拡充 (施策数8)

旭川市社会教育基本計画

(平成21年度～27年度)

平成21(2009)年11月

編集：旭川市教育委員会 社会教育部 社会教育課

〒070 - 0036 旭川市6条通8丁目ジブラルタ生命旭川ビル7階

電話 0166(25)7560 / FAX 0166(25)8210